

石川県公報

令和6年8月2日(金曜日)

号 外

(第50号)

目 次

- 規 則
○石川県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を
改正する規則 (厚生政策課) 1

規 則

石川県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月二日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十九号

石川県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則
(石川県事務委任規則の一部改正)

第一条 石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健福祉センター所長の項第一号12中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第二条 生活保護法施行細則(昭和三十八年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「(進学・就職準備給付金申請書)」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第二十四条の見出しを「(進学・就職準備給付金決定調査)」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第二十五条の見出しを「(進学・就職準備給付金決定通知書)」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別記第三十五号様式を次のように改める。

第35号様式(第20条関係)

年 月 日

就 労 自 立 給 付 金 申 請 書

保健福祉センター所長 様

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4 公金受取口座の利用について(どちらか1つを選択してください。)

 利用する 利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則として、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

別記第三十八号様式を「最低給付額」を「基礎額」に改める。

別記第三十八号様式を次のように改める。

第38号様式（第23条関係）

年 月 日

進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 申 請 書

保健福祉センター所長 様

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
名称 _____

4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職前の住居と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

[Empty box for providing reasons for income]

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか

・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等

・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し

・ その他確実に就職先に就職することを証する書類

② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店(ゆうちょ銀行を除く)

記 号

--	--	--	--	--

 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預 金 種 類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別記第三十号様式

「進学準備給付金決定調書」を

「進学・就職準備給付金決定調書」を

「進学準備給付金決定伺
調書のとおり決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。」
「進学準備給付金決定欄」を

「進学・就職準備給付金決定伺
調書のとおり決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。」
「進学・就職準備給付金決定欄」を

「進学先」を「進学先又は就職先」に、「進学後」を「進学後又は就職後」に

「進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法」を

「進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日」に改

めらる。

別記第四十号様式「進学準備給付金（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金に」を「進学・就職準備給付金に」に、「進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日及び支給方法」を「進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額及び支給日」に

「支給日 年 月 日」を
「支給方法 」を

「支給日 年 月 日」に改め、同様式第三十号「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十条中生活保護法施行細則別記第三十六号様式の改正規定は、令和六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二十条の規定による改正前の生活保護法施行細則の規定により作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

